

地域間連系線の利用ルール等に関する検討会 平成28年度(2016年度)中間取りまとめ(案)に対して受領した御意見と検討会事務局の考え方

1. 意見募集の概要

(1)意見募集期間

・平成29年3月3日～平成29年3月23日

(2)御意見の総数(提出者数):52件(12者)

2. 御意見及び検討会事務局の考え方

通し番号	スライド番号	御意見	検討会事務局の考え方
1	10	P10に、「スポット市場約定後は、時間前市場によって、割り当てる仕組みとなる」との記載があるが、この場合は市場経由となることにより、JEPXへの手数料が発生することになると想定される。 地域間振替を目的とした時間前市場利用については、グロス・ビディングと同様、何らかの優遇策(手数料は同一時刻のネットの約定量のみ課すこととする等)や、スポットと同様、定額制の導入などを考慮頂きたい。	JEPXとしては、卸電力取引所の運営に支障をきたさないよう、適切な水準の手数料を確保することが必要ですが、取引参加者の利便性についても考慮することが望ましいと考えております。各事業年度の収支予算については、JEPXは毎年度、経済産業大臣の認可を受けることになっており、取引の状況や支出の見通し等も踏まえ、必要に応じて、経済産業省にも相談してまいりたいと思います。
2		間接オークションの導入に伴い、新たに発生する市場手数料の追加支払負担分につきましては、減免などの負担軽減措置をご検討頂きますようよろしくお願いいたします。	
3		「手数料」 先着優先と間接オークションでは経済効果は同じという説明でしたが、JEPXの発電側と小売側で3銭/kWhずつかかるのであれば同一ではありません。かかる追加負担は、最終的には消費者負担となる恐れがあることから、手数料の減免等事業者負担が増加しない建付けのご検討をお願いします。	
4		間接オークションの移行により、SPOT市場及び時間前市場を介した調整(振替)を行うこととなりますが、入札価格によっては確実に約定させることが困難になると想定されます。確実に約定させるための手法や、極端な入札価格を設定することにより市場価格への影響が無いよう配慮願います。 ・SPOT市場：極端な売り・買い札で入札を行った際に市場分断が発生した場合の市場への影響 ・時間前市場：ザラバ方式の為、確実に約定させることが困難(先に入札を行っている札が優先的に約定するため)	一般的に、どのような価格で応札するかは、技術面・制度面への対応を含め、事業者の判断であると考えています。いずれにしても、間接オークション導入後の市場の動向については、JEPXとしては、しっかり注視してまいります。
5		「その他」 間接オークションの導入に伴い、取引量が急増しますので、価格形成が妥当なものとなるのか懸念されます。市場監視の強化・継続を希望します。	間接オークション導入後の市場の動向については、JEPXとしては、しっかり注視してまいります。また、電力・ガス取引監視等委員会においても、適切に市場監視が行われるものと承知してまいります。

通し 番号	スライド 番号	御意見	検討会事務局の考え方
6	4.12	<p>P4,12            今般の間接オークションの導入は、連系線利用者の公平性の確保と、効率的な設備利用の促進が目的と理解している。中間とりまとめ案においては、再生可能エネルギー拡大による増強需要が強調されているが、間接オークション導入による再生可能エネルギー拡大効果はあくまで結果であるとの理解。もし再生可能エネルギー拡大を主目的に据えるのであれば、直接オークション方式を採用した上で優先給電ルールに則り、再生可能エネルギーに優先利用権を与えることが想定される。</p> <p>そのような観点からは、経緯(P3)の後に参考(P4-5)として再生可能エネルギー拡大による増強ニーズを強調する構成にはやや違和感を覚える。例えば、P4に再生可能エネルギーの図表を掲載するのではなく、P12にある市場分断の現状課題を示した上で広域メリットオーダーの必要性についての記述を追記すべきではないか。</p>	<p>電力需要が伸び悩む中で、再生可能エネルギー等の電源接続に伴う系統ニーズに応じていくためには、設備増強に先立って、まずは既存設備を最大限効率的に活用することが求められること、公正性(1秒を争う競争等)や公平性(電源の差し替えを行えるようになったため、「先着優先」で連系線を利用する事業者が、競争上極めて有利となる状況が発生)等を背景に先着優先方式を廃止すること、さらには市場取引量の増加に貢献する観点から間接オークション方式を導入することが適当であると整理させていただいております。このため、原案通りとさせていただきます。</p>
7	4.12	<p>4.12ページ            今般の間接オークションの導入は、連系線利用者の公平性の確保と、効率的な設備利用の促進が目的と理解しています。中間とりまとめ案においては、再生可能エネルギー拡大による増強需要が強調されていますが、間接オークション導入による再生可能エネルギー拡大効果はあくまで結果であるとの理解です。もし再生可能エネルギー拡大を主目的に据えるのであれば、直接オークション方式を採用した上で優先給電ルールに則り、再生可能エネルギーに優先利用権を与えることが想定されます。</p> <p>このような観点からは、経緯(P3)の後に参考(P4-5)として再生可能エネルギー拡大による増強ニーズを強調する構成にはやや違和感を覚えます。例えば、P4に再生可能エネルギーの図表を掲載するのではなく、P12にある市場分断の現状課題を示した上で広域メリットオーダーの必要性についての記述を追記すべきと考えます。</p>	
8	4.12	<p>該当箇所:スライド4及び12            今回の間接オークションの導入は連系線利用者の公平性の確保と効率的な設備利用の促進が目的と理解している。2016年度中間とりまとめ(案)においては、再生可能エネルギー拡大による増強需要が強調されているが、間接オークション導入による再生可能エネルギーの拡大効果はあくまで結果であると理解する。仮に再生可能エネルギーの拡大を主目的とするのであれば、直接オークション方式を採用した上で優先給電ルールに則り、再生可能エネルギーに対して優先的な利用権を与えることが想定される。上記の観点から、スライド3の検討会発足までの経緯の後のスライドに、スライド4から5として、再生可能エネルギー大による増強ニーズを強調する構成に違和感を覚える。</p> <p>例えば、スライド4に、再生可能エネルギーの設備容量の推移のグラフを掲載するのではなく、スライド12にある市場分断の現状課題を示した上で、広域メリットオーダーの必要性についての記述を追記すべきではないか、と史料する。</p>	
9	12	<p>P12            再生可能エネルギー等の電源接続に伴う系統ニーズが増加する一方で、連系線において市場分断が発生していることを課題として挙げているが、例として示されている「東京中部間連系設備(FC)」については再生可能エネルギーとは直接の関係性は低いと見られ、例として不適切ではないか。</p>	<p>2020年度には、東京中部間連系設備(+90万kW)の増強が完了する予定であり、連系線の利用ニーズが、設備の運用容量を上回っている状況において、新たな空容量に現行の先着優先ルールを適用した場合、1秒を争う獲得競争や、情報格差による不公平といった問題が生じる恐れがあることから、東京中部間連系設備の月別市場分断発生率を例示させていただいております。このため、原案通りとさせていただきます。</p>
10	12	<p>該当場所:スライド12            再生可能エネルギー等の電源接続に伴う系統ニーズが増加する一方で、連系線において市場分断が発生していることを課題として挙げている。</p> <p>例示されている「東京中部間連系設備(FC)」について、再生可能エネルギー拡大とは直接の関係性は低いと考え、例示として不適切ではないか、と史料する。</p>	

通し 番号	スライド 番号	御意見	検討会事務局の考え方
11	12	<p>P12の1.(4)で、現行連系線先着優先ルールに関して情報格差による不公平を問題としているが、具体的な内容は？情報格差については、対象となる情報公開方法を整理すれば解決されるのではないかと。 なお、間接オークションへの移行時には情報格差が生じないよう考慮頂きたい。</p>	<p>空容量が発生する場合に、「先着優先」の考え方を適用しようとすれば、連系線利用希望者が、空容量の情報を得るために常に待機しているような状況が発生する恐れがあることを懸念しております。</p> <p>間接オークションに移行した場合には、連系線利用登録の登録手続きはなくなり、原則、全ての連系線容量をスポット市場に活用することになりますので、情報格差は生じないと考えております。</p>
12	21	<p>「CFDの会計、税務上の位置づけ」 CFDにつきまして会計、税務面の検証を行いましたところ、スワップ(金融取引)に該当する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最もベーシックな「望ましい行為(第7回検討会資料:P10)」でも、「現物約定はJEPXと、差金決済は発電事業者と締結するため、契約としても仕訳としても別々であり、CFDをスワップと認識するのがノーマル」と指摘を受けております。</li> <li>・「望ましい行為:P21」では、実物約定がなくとも差金決済が履行される絵になっていますが、会計的には差金決済を実施する対象取引(損益通算すべき現物)がないということで、投機(ヘッジ目的ではない)に仕訳けられる可能性がある、との指摘を受けております。</li> <li>・他方、非常に柔軟な会計運用が許されている事業者もおりまして、その会社では実約定数量に関わらずCFDを現物として認識しているとのこと。</li> </ul> <p>論点: ① 多くの事業法人にとっては、デリバティブ取引開始には監視、報告体制、規定づくり等が必要となり、ハードルが高い。 ② CFDを実物契約とみなす派とデリバティブとみなす派の間では、差金決済に伴う精算処理が異なってしまいます。前者(実物派)は差金部分も含めて実物と認識しますので差金精算部分に消費税を加算する処理をとります。対して後者(デリバティブ派)にとって、CFDは金融取引でしかなく差金決済には消費税を含みません。よって、両者間でCFD締結を試みようとしても、前者は消費税精算を必要とするものの、後者は不要としているため、精算額が一致しくありません。両当事者のCFDの現物定義が完全に一致しない限りは、消費税精算が障害になり、結果として約定ができないという現象が生じてしまいます。</p> <p>各社の取組にCFDの会計認識を委ねると、②の問題が残置し、CFD取引環境が整わないまま推移するのではないかと危惧します。</p> <p>よって、CFDについては、経産省所管部署より「(地域間)連系線利用に関わるCFDは全て現物取引とみなす」「〇〇の条件を満たせば現物とみなす」「全てデリバティブ取引とみなす」という趣旨の指針を公表していただく必要があると思料します。各社の会計判断に本件を委ねますと進捗が非常に遅くなり、2018年度からの間接オークションに支障があるものと考えます。</p> <p>また、本件がデリバティブ取引と判定されますと、期限前の取引分の時価評価分に対し課税をされてしまう懸念が残ります。指針策定に際しましては、国税当局のご見解も明示いただきたく要望します。</p>	<p>CFDの会計、税務上の位置付けについては広域機関で対応できかねますので、国と相談してまいります。</p>

通し 番号	スライド 番号	御意見	検討会事務局の考え方
13	23,24	<p>OP22,23(スライド23,24枚目)にて、これまでは主に小売電気事業者と発電事業者が差金決済契約により取引を行ったケースを想定した上での議論が中心であったと認識しているが、FIT電気の送配電買取への移行に伴い、送配電事業者がJEPXを介して小売電気事業者へFIT電気を供出するにあたり、送配電事業者と小売電気事業者がJEPXを介してFIT電気を取引した場合の課題などについて、次年度移行詳細な議論をお願いしたい。</p> <p>※例えば、北海道エリアにおける再エネ電源の導入拡大を検討する際に、北本連系線の南流方向の空容量を活用した広域運用の必要性が論じられるが、スポット市場における北海道のエリアプライスがシステムプライスよりも恒常的に高値となっている(=他エリアと比較して回避可能費用が高額になる)現状を鑑みた際に、そもそも東北、東京エリアの小売電気事業者が、自社供給エリアよりも高値で取引されている北海道エリアのFIT電気を購入するという選択を現実的に取りうるのか、といった内容など。</p>	<p>本中間とりまとめ案の内容とは直接的に関係ないと考えておりますが、FIT電気の送配電買取における小売事業者への引渡しについては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」等で整理されるものと考えております。広域機関としても、必要に応じて、対応を行っていくこととなります。</p>
14	25	<p>P25 Ⅲ. 検討結果 3. 間接オークション導入後の連系線管理運用 間接オークション導入後の混雑処理が現行と同様に「2)スポット市場約定後、連系線の故障等により運用容量が小さくなる場合は、前日スポット市場約定分及び時間前市場約定分を同順位として扱い、按分抑制」との記載について、現状はスポット市場分を按分抑制しても約定量は抑制されず、一般送配電事業者が再給電を実施しているものと理解しております。そのため、実状と整合したルール整備をお願いいたします。</p>	<p>現状、前日スポット市場約定分の抑制順位が後位となっていることから、混雑が発生した場合においても、前日スポット市場約定分を抑制することがない状況となっておりますが、間接オークション導入後は、前日スポット約定分及び時間前市場約定分が即按分抑制の対象となります。</p> <p>現行ルールにおいても、「電力系統の安定性を確保することができるときは、混雑処理の対象となった事業者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、混雑処理を行わない。」と規定されています。</p> <p>このため、間接オークション導入後においても、それを踏まえてルール整備の検討を進めていきたいと思っております。</p>
15	25	<p>P25左下 2)故障等により運用容量が小さくなる場合、スポットと時間前を同順位として扱う、とあるが、スポットは、前日10時の断面で定められた量であり、それ以降に発生する時間前と同列で扱うべきではないと考えることから、「有事の際は、スポットより、時間前を優先的に抑制する」方が望ましいのではないかと考えます。</p>	<p>間接オークション導入後は、先着優先の概念がなくなるため、前日10時の断面で約定が行われる前日スポット市場約定分を、それ以降に約定する時間前市場約定分と比較して、優先する必然性はなくなると考えられます。このため、本中間取りまとめ案では、「前日スポット市場約定分と時間前市場約定分は全て同順位として取り扱う」と整理しています。</p>
16	26-28	<p>P26-28 経過措置について、電源投資の予見可能性の確保を目的とするのであれば、電源毎に経過措置期間を評価し、投資回収の終了している設備については対象外とすることが適切と考える。また、当該評価は透明性を持って進めるべき。</p>	<p>本中間取りまとめ案においては、将来、発電所への投資を行おうとする者への投資意欲を維持し、今後とも適切に発電所への投資が行われるような環境を整備することを目的として、本検討を開始した平成28年4月時点において、既に容量登録が行われている期間を対象に、経過措置を設けることと整理しています。</p>
17	26-28	<p>26-28ページ 経過措置について、電源投資の予見可能性の確保が少なくとも目的の一つと考えます。この観点から電源毎に経過措置期間を評価し、投資回収の終了している設備については対象外とすることが適切と考えます。また、当該評価は透明性を持って進めて頂きたい。</p>	<p>なお、電源や燃種ごとに技術的性能や投資回収期間は異なり、事業者ごとに燃料調達の状況や他の経済活動との関係も異なり、更には、電気の卸売に係る相対契約の内容も、契約ごとに異なると考えられます。このため、個別事情に応じて電源の投資回収を担保する経過措置を設定することは、現実的に困難と考えられます。従って、個別事案に応じて経過措置期間を設定することは適切でないと整理させていただいております。</p>
18	26-28	<p>該当場所:スライド26~28 「経過措置」について、電源投資の予見可能性の確保を目的とするのであれば、電源毎に経過措置期間を評価し、投資回収の終了している設備については対象外とすることが適切と考える。また、当該評価は透明性・公平性を持って行うべき、と厚料する。</p>	<p>また、2016年4月より、電源への紐付けが廃止されたため、各利用登録が、どの電源のためのものであるかを外形的に特定することができなくなっています。</p> <p>さらに、老朽電源についても、事業者は、既存の連系線利用を前提に、リプレースが計画されている実態があるところ、電源の投資意欲の維持は、古い電源の保有者であるか新しい電源の保有者であるかを問わず、重要であると考えています。</p>

通し 番号	スライド 番号	御意見	検討会事務局の考え方
19		経過措置について、現行の先着優先ルールにおいて最長10年間の利用登録を行っているものに対して経過措置を適用することは、特定の利用ニーズに対して先着優先ルールの適用（オークション以外の方式により連系線利用権利等を割り当てること）を許容していると捉えられることから、公平性が確保されているとは言い難いところである。また、需要側のニーズや別途議論が進められている容量メカニズムの導入等も併せて考慮すれば、現時点で経過措置の必要性は必ずしも高くはないと思われることから、特段の経過措置は不要と考える。但し、エリア間値差リスクについては全ての市場取引に生じる蓋然性が高いことから、そのリスクをヘッジする仕組みについては速やかに整備していただきたい。	本中間取りまとめ案においては、将来、発電所への投資を行おうとする者への投資意欲を維持し、今後とも適切に発電所への投資が行われるような環境を整備することを目的として、本検討を開始した平成28年4月時点において、既に容量登録が行われている期間を対象に、経過措置を設けることと整理しています。  なお、電源投資に大きな影響を与える制度変更等（容量メカニズムの導入等）があった場合には、経過措置の在り方について、その必要性を含めた検討を行うことも同時に付記させていただいております。  また、エリア間値差リスクをヘッジする仕組みについては、御指摘を踏まえて今後適切に制度設計してまいります。
20	28	P28 Ⅲ. 検討結果 4. 経過措置(3) 「4. 対象」のただし書きの「契約の相手先との間で合意が得られる場合、当該相手先に付与可能」との記載について、当該相手先が自社（つまり、同一事業者間での送受電）であっても同様の扱いでのルール整備をお願いいたします。	ご指摘のように、同一事業者間での送受電であっても、経過措置計画として登録された契約の相手先との間で合意が得られる場合は、当該相手先に付与することも可能とする方向でルール整備を行ってまいります。
21	28	P28 Ⅲ. 検討結果 4. 経過措置(3) 「5. 内容」の経過措置の条件としての「経過措置の対象となる小売事業者が、従来の連系線利用計画に準じた登録を行い」との記載について、小売事業者が登録を行わないもしくはゼロで登録する場合は経過措置を放棄したことになるとの認識でよいでしょうか？	経過措置は、平成28年度長期利用計画として登録されていた利用計画を対象に付与されず。経過措置期間において、経過措置計画を更新（減少更新のみ）する必要がある場合は、実需給日の前々日までに更新した経過措置計画を提出していただくこととなります。  なお、経過措置対象事業者が経過措置計画の提出を行わない場合は、従来から本機関に登録されている利用計画に基づき経過措置は付与されることとなります。他方、経過措置対象事業者が経過措置計画をゼロとして提出する場合には、経過措置は放棄したものと同様の取扱いとなります。
22	28	P28 Ⅲ. 検討結果 4. 経過措置(3) 「5. 内容」の経過措置の条件としての「当該連系線利用計画に記載された電気の調達元（発電契約者又は小売事業者）が同量をスポット市場に応札した場合」との記載について、あくまで応札が必要で、落札（約定）までは不要との認識でよいでしょうか？	「当該経過措置計画に記載された電気の調達元（発電契約者又は小売事業者）が、同量をスポット市場に応札した場合」と条件付けております。送電側である電気の調達元の要件を「約定量」ではなく「入札量」とするのは、市場価格が電気の調達元の限界費用未満となる不可抗力があり得るためです。このため、電気の調達元が落札（約定）することまでは求められていないと整理させていただいております。
23	29	スライド29(5. 長期固定電源の取扱いの方向性等)において、「長期固定電源は、スポット市場において成行価格での約定を可能とすることで、間接オークションの下で取り扱う」と整理されているが、「将来的に、市場価格への悪影響が確認された場合は、長期固定電源を間接オークションの下で取り扱うかどうかを含め、改めて検討する」旨を記載すべきではないか。  (理由)例えば、FITの送配電買取やベースロード市場の創設など多くの施策が導入されることで、市場分断の発生頻度が増加する可能性があり、長期固定電源が成行価格（ゼロ円以下）で市場に投入される場合、市場分断によって特定のエリア価格が極端に低下することも考えられる。	現時点で、御指摘のような状況が発生する可能性が高いとまではいえないと考えられることに加え、特定のエリア価格が極端に低下することが、直ちに課題であるとは言えないと考えられるため、原案どおりとさせていただきます。
24	29	P.29「長期固定電源の取扱いの方向性等」について① 成行価格での約定を可能とする仕組みを設ける、について「可能」ではなく「原則」とすべきではないでしょうか。仮に、長期固定電源保有者について、入札額が高いため約定に至らなかった場合に、再度の成行価格による約定を保証するような運用が想定されているならば、過剰な優遇措置であり、本来より安い価格で約定していたはずの他電源を事後的に押しつけることにもなるため、詳細についてのご教示いただけますでしょうか。 また、技術的課題や規制上の制約について、技術進歩による克服の余地もあることから、社会便益の観点からの課題解決・見直しについても随時検討いただくようお願いいたします。	本中間取りまとめ案では、2016年4月より、電源への紐付けが廃止され、電源の差し替えが自由になったことを前提に、間接オークションの導入が適当との結論を得ています。これに対し、長期固定電源は、設計・運用等の技術的課題や、規制上の制約等により、電源の出力を抑制し、又は他の電源に差し替えるといった行動をとることが困難であるため、特別な措置を設けることと整理しています。なお、御指摘のとおり、技術進歩等により、差し替えが可能となる場合には、改めて検討してまいります。

通し 番号	スライド 番号	御意見	検討会事務局の考え方
25	29	<p>P.29「長期固定電源の取り扱いの方向性等」について② 特定の電源の出力を直ちに制限する装置を電源側に設置して運転を行うことを前提とするだけで長期固定電源と同様の扱いとすることについて、既存電源に対する過剰な優遇とならないか。既に連系線の容量登録がされている電源について、間接オークション下での経過措置対象外とする抜け道とならないか、検証が必要ではないでしょうか。</p> <p>十分な説明記載がないにも関わらず「当面」という期間が設定されていることについて、その妥当性や他に代替手段がないか含め、詳細な説明や論拠を公開いただけないでしょうか。</p> <p>また、同種の電源制御装置を有する電源であれば、既存電源と新規電源を区別する必要はなく、既存の運用容量相当を改めて公募するといった手法も考えられますが、あえて既存電源に限定する理由についてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>東北東京間連系線(東京向き)、中国九州間連系線(中国向き)など特定の連系線では、連系線のルート断等の事故が起こった場合に、周波数の過剰な上昇を防ぐ又は同期安定性を維持する観点から、特定の電源の出力を直ちに制限する装置を電源側に設置して運転を行うことを前提に、運用容量が設定されています。このため、これらの電源が約定されない場合、連系線の運用容量が小さくなってしまいう電源に限り、このような運用を行うことを考えています。</p> <p>速やかに間接オークションを導入することを優先する観点から、「当面の間」という期間に整理させていただきます。</p> <p>運転状況により連系線運用容量が変化する電源に関する中長期的な在り方については、引き続き、検討課題と位置付けていきたいと考えております。</p>
26		<p>長期固定電源の取扱いの方向性等について、例えば、「出力を直ちに制限する装置を電源側に設置して運転を行う」電源や「設定された運用容量を逸脱しない範囲で出力を一定程度制御して運転を行う」電源など、運用を工夫することができる自然変動電源については長期固定電源と同様の扱いとすることができるのではないかと考えを伺いたい。</p>	
27	29	<p>29ページの「5.長期固定電源の取り扱いの方向性等」の上段枠内の2)において、「これらの(長期固定)電源は、出力制御に当たって、設計・運用等の技術的課題や、規制上の制約等があるという特徴を有している。」とあるが、「設計・運用等の技術的課題、や規制上の課題」とは何かを、電源別に具体的にご説明下さい。</p>	<p>長期固定電源(原子力、揚水式を除く水力、地熱)について出力制御運転を行う場合、設計変更を行うとともに、機器やシステムが運用上問題ないかを慎重に確認しなければならないという技術的な課題があるものと承知しています。</p> <p>また、こうした課題があるため、制度面においても、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」や「送配電等業務指針」において定める優先給電ルールにおいても、長期固定電源は抑制指令順位が最後尾とされています。</p>
28	29	<p>該当場所:スライド29 「5.長期固定電源の取り扱いの方向性等」の上段枠内の2)において、「これらの(長期固定)電源は、出力制御に当たって、設計・運用等の技術的課題や、規制上の制約等があるという特徴を有している。」としているが、「設計・運用等の技術的課題、や規制上の課題」について、電源別に具体的項目または内容を説明していただきたい。</p>	<p>これらを踏まえ、長期固定電源は、出力制御に当たって、設計・運用等の技術的課題や、規制上の制約等があるという特徴を有していると整理させていただきます。</p>
29	29	<p>29ページの「5.長期固定電源の取り扱いの方向性等」の上段枠内の3)において、「このため、長期固定電源については、たとえ経済的な便益があったとしても、これらの電源の出力を抑制し、又は他の電源に差し替えることといった行動をとることが不可能。」となっているが、ドイツやフランス等の欧州においては、長期固定電源に相当する電源であっても、経済的な合理性に従い発電事業者の自主的な判断で調整運転が行われている。なぜ日本では欧州のような調整運転ができないのか具体的にご説明下さい。</p>	<p>欧州においては、出力制御運転を前提とした設計を行っている例もあるものの、我が国においては、長期固定電源(原子力、揚水式を除く水力、地熱)について出力制御運転を行う場合、設計変更を行うとともに、機器やシステムが運用上問題ないかを慎重に確認しなければならないという技術的な課題があるものと承知しています。</p> <p>また、こうした課題があるため、制度面においても、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」や「送配電等業務指針」において定める優先給電ルールにおいても、長期固定電源は抑制指令順位が最後尾とされています。</p>
30	29	<p>29ページ 「5.長期固定電源の取り扱いの方向性等」の上段枠内の3)において、「このため、長期固定電源については、たとえ経済的な便益があったとしても、これらの電源の出力を抑制し、又は他の電源に差し替えることといった行動をとることが不可能。」となっているが、ドイツやフランス等の欧州においては、長期固定電源に相当する電源であっても、経済的な合理性に従い発電事業者の自主的な判断で調整運転が行われている。なぜ日本では欧州のような調整運転ができないのか具体的にご説明下さい。</p>	<p>これらを踏まえ、長期固定電源は、出力制御に当たって、設計・運用等の技術的課題や、規制上の制約等があるという特徴を有していると整理させていただきます。</p>
31	29	<p>該当場所:スライド29 「5.長期固定電源の取り扱いの方向性等」の上段枠内の3)において、「このため、長期固定電源については、たとえ経済的な便益があったとしても、これらの電源の出力を抑制し、又は他の電源に差し替えることといった行動をとることが不可能。」となっている。ドイツやフランス等の欧州においては、長期固定電源に相当する電源であっても、経済的な合理性に従い発電事業者の自主的な判断で調整運転が行われている。何故、日本では欧州のような調整運転ができないのか、その事由を具体的にご説明頂きたい。</p>	

通し 番号	スライド 番号	御意見	検討会事務局の考え方
32	29	<p>29ページの「5.長期固定電源の取り扱いの方向性等」の上段枠内の4)において、「このため、長期固定電源については、これらが存続する限り、確実に発電し続けることを担保することが必要。」とあるが、長期固定電源の発電継続を制度的に担保することは、電源間の公平・公正な競争を妨げ、また、経済合理的な行動を促す市場メカニズムを歪める恐れがある。従って、制度的に担保するのではなく、欧州等の実例を参考に、あくまでも経済的な便益に基づき、他の電源と同様に発電事業者が出力を抑制したり運転を継続したり等、事業者の自主的な判断で行動できるように、卸取引のスポット市場ルール等と合わせて制度を設計すべき。</p> <p>また、下段枠内の1)において、「長期固定電源は、スポット市場において、成り行き価格での約定を可能とする仕組みを設ける。」とあるが、上記の意見と同じ理由より、スポット市場においても、長期固定電源を特別扱いにはしないで他の電源と同じ扱いとすべき。</p> <p>電力系統を安定に保つために、止むを得ず、優先給電ルールに基づいて再給電指令を出すのは、スポット市場の約定後に行えばよいのであり、スポット市場にまで優先給電の考えを持ち込んで長期固定電源を特別に扱うとすれば電源間の公平性が保てなくなる。</p>	<p>欧州においては、出力制御運転を前提とした設計を行っている例もあるものの、我が国においては、長期固定電源(原子力、揚水式を除く水力、地熱)について出力制御運転を行う場合、設計変更を行うとともに、機器やシステムが運用上問題ないかを慎重に確認しなければならないという技術的な課題があるものと承知しています。</p> <p>また、こうした課題があるため、制度面においても、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」や「送配電等業務指針」において定める優先給電ルールにおいても、長期固定電源は抑制指令順位が最後尾とされています。</p> <p>これらを踏まえ、長期固定電源は、出力制御に当たって、設計・運用等の技術的課題や、規制上の制約等があるという特徴を有していると整理させていただいています。</p> <p>このため、長期固定電源に対して成行約定を認めることが適当であると考えています。</p>
33	29	<p>該当場所：スライド29</p> <p>「5.長期固定電源の取り扱いの方向性等」の上段枠内の4)において、「このため、長期固定電源については、これらが存続する限り、確実に発電し続けることを担保することが必要。」とある。</p> <p>長期固定電源の発電継続を制度的に担保することは、電源間の公平・公正な競争を妨げ、また、経済合理的な行動を促す市場メカニズムを歪める恐れがある。従って、制度的に担保するのではなく、欧州等の実例を参考に、あくまでも経済的な便益に基づき、他の電源と同様に発電事業者が出力を抑制または運転継続など、事業者の自主的な判断で行動できるように、卸取引市場と併せて制度を設計すべきと思料する。</p> <p>また、下段枠内の1)において、「長期固定電源は、スポット市場において、成り行き価格での約定を可能とする仕組みを設ける。」とある。上記の意見と同じ理由より、スポット市場においても、長期固定電源を特別扱いとせず、他の電源と同じ扱いとすべきである、と思料する。</p>	<p>なお、成行価格での約定は、確実に落札を行うための手段であり、成行価格での約定以外の約定と比較して落札価格が優遇されるわけではないことを付記させていただきます。</p>
34	29	<p>「経過措置に関して」</p> <p>中間取りまとめ案P29には経過措置の適用に関連して「長期固定電源は、スポット市場において、成行価格での約定を可能とする仕組みを設ける。」とありますが、長期固定電源に限定せず、燃料制約のある発電事業者による成行入札を認めていただきたく存じます。</p> <p>理由</p> <p>① 現在のJEPX取引規程第10条「禁止行為：一般的な発電原価から著しく乖離した水準と認められる価格形成」と見做される可能性を払拭したい。</p> <p>② 東証等一般的な取引市場で容認されている成行きを織り込むことで事業者は非約定リスクから解放される。</p> <p>③ 約定して初めて経過措置が発効することを踏まえると、成行約定を長期固定電源のみに認めるのは不公平。</p>	<p>長期固定電源(原子力、揚水式を除く水力、地熱)について出力制御運転を行う場合、設計変更を行うとともに、機器やシステムが運用上問題ないかを慎重に確認しなければならないという技術的な課題があるものと承知しています。</p> <p>また、こうした課題があるため、制度面においても、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」や「送配電等業務指針」において定める優先給電ルールにおいても、長期固定電源は抑制指令順位が最後尾とされています。</p> <p>これらを踏まえ、長期固定電源は、出力制御に当たって、設計・運用等の技術的課題や、規制上の制約等があるという特徴を有していると整理させていただいています。</p> <p>このため、長期固定電源に対して成行約定を認めることが適当であると考えています。</p> <p>なお、御指摘の点については、正当な理由のある限り、最低入札価格で応札していただくことにより、直ちにJEPX取引規程上の問題が生じるとは考えておりません。</p> <p>また、経過措置の要件として、発電事業者等については、応札を要件とすべき整理しているところ、約定を要件とすることは考えておりません。</p>

通し 番号	スライド 番号	御意見	検討会事務局の考え方
35	29	29ページ 「長期固定電源の取り扱いの方向性」で1)長期固定電源は、スポット市場において、成行価格での約定を可能とする仕組み(※1)を設ける。※1一般送配電事業者により市場に投入されるFIT電源等よりも優先的に約定できる仕組み、と記載されています。しかし、このような長期固定電源を優先的に約定する仕組みでは従来から経産省から明示されているエネルギーミックスを実現するために再生エネルギーを拡大することを阻害する可能性が高いと考えます。むしろFIT電源等の再生可能エネルギーを優先させるあるいは、長期固定電源と同等とすべきと考えます。	長期固定電源(原子力、揚水式を除く水力、地熱)について出力制御運転を行う場合、設計変更を行うとともに、機器やシステムが運用上問題ないかを慎重に確認しなければならないという技術的な課題があるものと承知しています。  また、こうした課題があるため、制度面においても、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」や「送配電等業務指針」において定める優先給電ルールにおいても、長期固定電源は抑制指令順位*が最後尾とされています。
36		長期固定電源の取り扱いの方向性等について、「長期固定電源は、スポット市場において、成行価格での約定を可能とする仕組み」とは、「FIT電源等よりも優先的に約定できる仕組み」とのことであるが、なぜ、このような仕組みでなければならないのか？お考えを伺いたい。	これらを踏まえ、長期固定電源は、出力制御に当たって、設計・運用等の技術的課題や、規制上の制約等があるという特徴を有しているとして整理させていただいています。
37	29	該当場所：スライド29 下段枠内の1)に「長期固定電源は、スポット市場において成行閣下腕の約定を可能とする仕組みを設ける。」とあり、その注釈(※1)に、「一般送配電事業者による市場に投入されるFIT電源等よりも優先的に約定できる仕組み」とされている。 FIT電源は国の施策として導入拡大を進めると理解しているが、市場における扱いで長期固定電源を優先することが前提としており、再生可能エネルギーの導入拡大を阻害しても大義の前では致し方ない、との考えなのか？ 本文書の根拠、方針、今後の対応などについて、ご説明を頂きたい。	このため、現時点においては、送配電事業者により市場に投入されるFIT電源よりも長期固定電源を優先的に成行約定できることが適当であると考えています。  なお、成行価格での約定は、確実に落札を行うための手段であり、成行価格での約定以外の約定と比較して落札価格が優遇されるわけではないことを付記させていただきます。
38	29	P29 Ⅲ. 検討結果 5. 長期固定電源の取扱の方向性等 現状、取引所への入札は発調契約または接続契約単位となっており、長期固定電源を含む電源ポートフォリオでの入札となる。そのため、長期固定電源の発電実績が成行約定量と一致(もしくは超過)していることの事後確認を行い、長期固定電源以外の電源が間接オークションにおいて優遇扱いされていないことの監視をお願いいたします。	いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。  なお、成行価格での約定は、確実に落札を行うための手段であり、成行価格での約定以外の約定と比較して落札価格が優遇されるわけではないことを付記させていただきます。
39		長期固定電源の取り扱いの方向性等について、「長期固定電源は、スポット市場において、成行価格での約定を可能とする仕組みを設ける。」とのことであるが、具体的にはどのような仕組みで約定させることを考えているのか？お考えをご教示いただきたい。	成行入札の価格は最低入札価格より低い価格として取扱い約定させます。
40	30	(ページ番号:30 項目:特定負担者への対応) ○特定負担者の貢献とそれに伴った連系線利用への配慮の必要性 いくつかの連系線は、現に混雑しているか、至近年に連系線の混雑が著しくなり、市場混乱が生じかねないことから、連系線増強計画が立案・決定されたところである。しかしながら、貴機関の案では、そのような中で、一律10年の経過措置を設定するとしている。 一方、連系線増強計画では、電源開発を計画する事業者が特定負担することにより計画が成立するものであるとともに、特定負担者が希望する送電容量以上の送電容量増強が実現することにより費用負担を行わない第三者が連系線利用を享受できるメリットを生むなど、特定負担者による電力市場の活性化、混雑回避に対する貢献は大きい。 特定負担者の貢献に鑑みれば、経過措置が切れ、連系線増強がなされるまでの市場混乱のおそれがある期間において、特定負担と紐付けのある発電所から供給される連系線利用について、特段の配慮を図るべきと考える。また、こうした配慮がなされなければ、費用負担を行わず空き容量を利用できる第三者との負担の公平性を著しく欠く制度変更になるものとする。	本中間取りまとめ案においては、特定負担者に対しては、その増強に応じ、一定期間、特定負担者でない者と比較して、特別な取り扱いを行うものとし、その具体的な在り方は、他制度との整合性を踏まえつつ、本検討会において引き続き検討を行うと整理させていただいております。一方、増強容量のうち特定負担対象以外の容量については、一般負担となっており、この容量については特定の電源(発電事業者)に帰属するものではないことから、間接オークション用途等へ振り分けられる見込みです。
41	30	P.30「特定負担者への対応」について 特定負担の拠出する金額に相応の権利または地域が付与されること、転売・譲渡が可能であることについて異論ありません。 一方で、連系線の増強に当たっては特定負担だけでなく一般負担も生じており、一般負担分については上記権利または地位とは切り分け、間接オークション用途の容量に振り分けられているよう、お願いいたします。	



通し 番号	スライド 番号	御意見	検討会事務局の考え方
47	31	<p>P31 2016年4月に生じた問題の一つとして「事業者の皆様への説明や試験等の期間が十分に取れなかった」とあるが、広域機関側のシステムとの接続試験が、広域機関側の開発スケジュールに合わせたタイミングでしか実施できなかったことも、混乱の要因のひとつだったと考える。</p> <p>小売事業者の数も増え、多様な開発が行われることを想定すると、今後は常時接続できる検証環境を解放し、小売事業者側が好きなタイミングで接続試験ができることが望ましいと考える。</p>	<p>新規システム開発時の検証環境の提供に関する御要望と承りましたが、今後事業者の皆さまのニーズの把握に努め、必要な機能拡充を検討してまいります。</p>
48		<p>FIT電源の激変緩和措置について、現行ルールでは特定契約を締結した事業者の需要家へ供給することが基準(逆に市場や他事業者への振替分については対象外)となっており、あるエリアのFIT電源量が地内需要を超える場合は、他エリアの需要へ供給することにより激変緩和措置を受けている(発電計画提出者から対象需要BGへの連系線利用計画により振替)が、間接オークションが導入されると、全て市場を介在することとなり、激変緩和措置を受けることが出来なくなるのではないか。</p> <p>制度設計では、現行同様に、他エリアの自事業者需要家への供給を行う場合は激変緩和措置対象となるよう考慮して頂きたい。</p>	<p>FIT電源の激変緩和措置の扱いにつきましては、広域機関で対応できかねますので、国と相談してまいりたいと思います。</p>
49	34	<p>P34 IV. 今後の検討課題 1. 間接オークション導入に伴う詳細設計について</p> <p>更なる詳細設計において、同一事業者間でエリアをまたぐ場合の非化石価値・排出係数・電源構成開示の扱い、取引所の最低取引単位の引き下げ(現状の連系線利用の最低容量の1kWとの整合)、現在のJEPXの非会員が間接オークションに参加することを考慮した市場参加要件について、検討をお願いいたします。</p>	<p>非化石価値・排出係数・電源構成開示の扱いにつきましては、広域機関・JEPXで対応できかねますので、国と相談してまいりたいと思います。なお、JEPXとしては、最低取引単位の検討について、取引参加者のニーズを詳細に分析のうえ、検討する予定です。</p>
50	37	<p>P37 IV. 今後の検討課題 3. 間接送電権等</p> <p>間接送電権等の商品設計にあたっては、流動性を高め、事業者のリスクヘッジ手段が確保されるように、相対や市場での転売可とのルール整備をお願いいたします。また、間接送電権等は現物扱いの方が良いが、仮に金融商品取引法の対象となる場合は、その取扱いについて指針等で早めに周知をお願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。金融商品取引法上の扱いにつきましては、広域機関で対応できかねますので、国と相談してまいりたいと思います。</p>
51		<p>電源特性によってはコマ単位での出力調整、起動停止等に制約が生じるため、間接オークションへの移行によりインバランス量の増加が懸念されるが、このようなケースのインバランスの扱いについての配慮はなされるのか。</p> <p>※) メリットオーダを念頭におく今回の制度改革の意図を考慮すれば、限界費用以下で常に約定する価格での入札を行うことは制度趣旨に沿わないため、このようなケースの増加も懸念されます。</p> <p>※) 現実的には平成28年8月に出版された勉強会の中間とりまとめのP19に記載されている「(6) 電源の燃料制約、出力調整、起動停止等に制約がない」という条件に合致しない電源は多勢を占める可能性もあります。</p>	<p>一般的に、どのような価格で応札するかは、技術面・制度面への対応を含め、事業者の判断であると考えています。また、ゲートクローズまで1時間前市場が開場しているため、事業者は、こうした市場も活用しつつ、計画値と整合的な調達・販売を行っていただくことが必要と考えており、こうした行動が適切に行われれば、必ずしもインバランスが増加するとは限らないと考えられます。いずれにしても、電力の安定供給上、事業者はインバランスを発生させないように適切に行動する必要があります。このため、インバランスの発生ケースが頻発する場合には国が当機関と協力しつつ、必要な措置を検討することになると認識しています。</p>
52		<p>検討結果全般について、連系線ニーズの増加への対応、公平性・公正性の確保、市場環境整備の観点から、連系線の最大限効率的な利用を図るために「間接オークション」を導入することに賛同する。是非、可能な限り速やかな導入を強く期待するところであり、施行時期(導入時期)については2018年4月に全面移行することを遅滞なく進めていただきたい(2018年4月の全面移行を「目指す」のではなく、「確実に移行する」との意志を表明いただきたい)。</p>	<p>施行時期については、システムの抜本的な見直しが必要であるため、遅れが見られる場合などには、確実にスケジュールを見直すことが重要であると考えておりますので、原案通りとさせていただきます。</p>